

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

### 1 評価機関

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 名 称    | 有限会社 エテルノ                    |
| 所 在 地  | 東京都台東区台東三丁目2番5号 大林ビル2F       |
| 評価実施期間 | 2024年 11月 21日 ~ 2025年 3月 31日 |

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

|               |   |       |              |
|---------------|---|-------|--------------|
| 名 称<br>(フリガナ) | 森のまち南流山保育園<br>モリノマチミナミナガレヤマホイクエン  |       |              |
| 所 在 地         | 〒270-0162<br>千葉県流山市木1丁目7番地の28   |       |              |
| 交通手段          | JR武蔵野線「南流山」つくばEX線「南流山」より徒歩18分   |       |              |
| 電 話           | 04-7157-9900  | F A X | 04-7157-9901 |
| ホームページ        | <a href="https://www.morinomachi-childcare.jp/">https://www.morinomachi-childcare.jp/</a> |       |              |
| 経 営 法 人       | 社会福祉法人 正心会  |       |              |
| 開設年月日         | 2017年4月1日   |       |              |
| 併設しているサービス    |   |       |              |

#### (2) サービス内容

|        |                            |     |       |      |      |      |       |  |  |
|--------|----------------------------|-----|-------|------|------|------|-------|--|--|
| 対象地域   |                            |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 定 員    | 0歳児                        | 1歳児 | 2歳児   | 3歳児  | 4歳児  | 5歳児  | 合計    |  |  |
|        | 15                         | 15  | 15    | 15   | 15   | 15   | 90    |  |  |
| 敷地面積   | 700㎡                       |     |       | 保育面積 |      | 661㎡ |       |  |  |
| 保育内容   | 0歳児保育                      |     | 障害児保育 |      | 延長保育 |      |       |  |  |
|        |                            |     |       |      | 一時保育 |      | 子育て支援 |  |  |
| 健康管理   | 内科検診年2回・歯科健診年1回            |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 食 事    | 給食（園内調理）                   |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 利用時間   | 平日7：00～20：00・土曜日7：00～19：00 |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 休 日    | 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）   |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 地域との交流 | 子育て支援広場『森の家』5月～3月月一回開催     |     |       |      |      |      |       |  |  |
| 保護者会活動 |                            |     |       |      |      |      |       |  |  |

(3) 職員（スタッフ）体制

| 職 員   | 常勤職員         | 非常勤、その他 | 合 計     | 備 考          |
|-------|--------------|---------|---------|--------------|
|       | 17           | 10      | 27      |              |
| 専門職員数 | 保育士(幼稚園教諭含む) | 看護師     | 栄養士     |              |
|       | 25           | 0       | 0       | 栄養士、調理師は委託会社 |
|       | 保健師          | 調理師     | その他専門職員 |              |
|       | 0            | 0       | 0       |              |
|       |              |         |         |              |
|       |              |         |         |              |
|       |              |         |         |              |

(4) サービス利用のための情報

|             |  |       |
|-------------|--|-------|
| 利用申込方法      | 入所に関しては流山市役所、子ども家庭部保育課（入所係）<br>その他、延長保育土曜利用などは園へ直接 |       |
| 申請窓口開設時間    | 8：30～19：30   |       |
| 申請時注意事項     | 重要事項説明書に準ずる  |       |
| サービス決定までの時間 |  |       |
| 入所相談        | 随時   |       |
| 利用代金        | 重要事項説明書に準ずる  |       |
| 食事代金        | 重要事項説明書に準ずる  |       |
| 苦情対応        | 窓口設置   | 主任・園長 |
|             | 第三者委員の設置   | 有り    |

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>サービス方針<br/>(理念・基本方針)</p> | <p>【理念】<br/>いい人生につながる教育を、ここから<br/>自分自身の力で、未来を創造する子どもたちを育む</p> <p>【方針】<br/>一人ひとりの「やりたい」を大切にする。</p> <p>【運営方針】<br/>○子どもたちの「やりたい」を引き出し<br/>子どもたちの「やりたい」をうけとめ<br/>子どもたちの「やりたい」をかたちにする<br/>○子どもたちに寄り添い、見守ること<br/>○絵本で子どもたちの「きらめき」を育む</p>   |
| <p>特 徴</p>                  | <p>子どもの「意欲」「関心」「興味」を引き出し、受け止めそして活動（形）として体験・経験することでの「満足感」や「達成感」を得る中で育つ自己肯定感。これを土台に、子どもの活動を通して総合発育を目指すことを基本とし、個々の発達過程に合わせた保育を実施いたします。</p> <p>そして、幼児期に大切なことは、生活習慣の基礎をしっかりと身につけることです。さらに、自立心を養い、自主性が育つよう心掛け、遊びを中心とする保育の中で子ども達が心身共に伸び伸びと活動できる環境を作り、満たされた一日を過ごせるよう日々研鑽して参ります。</p>  |
| <p>利用（希望）者<br/>へのPR</p>     | <p>子どもたちを取り巻く環境が日々変化していく中でも、子どもたちの笑顔は昔と何も変わっていないことに、改めて喜びを感じております。今も昔も子どもたちは「無限の可能性」を秘めています。その「無限の可能性」を少しでも広げられる事を職員一同願ひそして保育を行っています。その一人ひとりの可能性を広げるためにも、子どもたちの「意欲・関心・興味」に気づき、それに基づいた保育カリキュラムの作成、そしてカリキュラムにとらわれすぎず、子どもたちのその瞬間のひらめきにに応じた柔軟な保育を目指していきます。「意欲・関心・興味」の育ちは、子どもたちのこれからの生活において必要不可欠なものであります。</p> <p>そして、子どもたちに関わる全ての方々が、子どもを中心に輪を描くよう連携し、共通理解のもと最善の関わりを探し続けていきたいと考えています。保護者の方々、保育者、地域の方々、そして専門機関等が共に考え、悩み、喜び、悲しむ。相手の想いに寄り添ってこそ本当の意味でのコミュニケーションが取れるのではないかと思います。その姿こそが、子どもたちを育む最適な人的環境と信じています。</p> <p>皆様と共に、子どもたちの姿、思いに寄り添いながら一步一步より良い保育園運営を行っていききたいと思ひます。</p> |

## 福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

**当園が展開する自然体験と地域交流の取組は、子どもたちの総合的な発達を促す教育理念として高く評価できる**

春秋の遠足を通じた地域の自然や文化との触れ合いは、子どもたちの環境への関心を自然な形で育む貴重な機会となっている。特に発達段階に応じた企画の工夫が見られ、「まちの動物園」や地域の公共施設の利用など、子どもの知的好奇心を刺激する場が選定されている。さらに称賛すべきは、グループ園との合同遠足の実施により、子どもたちの社会的視野を拓く試みである。この取組は単なる施設見学にとどまらず、他者との関わりを通じて協力することの大切さを学ぶ貴重な社会教育の場となっている。季節の変化を感じ取る体験活動を通じて、子どもたちは自然の摂理を実感するとともに、地域の魅力を自ら発見するという能動的な学びを獲得している。特に「森の家」として園の施設・設備を地域に開放し、子育て支援拠点としての機能を確立している。この取組は単に場所を提供するだけでなく、保育所が持つ専門知識や技術を活かした相談・助言機能の展開につながっており、地域全体の子育て環境の向上に貢献している。パンフレットや案内の整備による情報提供の工夫も、支援を必要とする家庭への配慮が感じられる。

今後の課題としては、これまでの取り組みをさらに発展させ、地域住民との連携をより深化させることが望まれる。把握した地域ニーズに基づく多様な子育て支援活動の企画・実施、および地域の関係機関や団体との連携強化により、当園が地域の子育て支援の中核的存在となることを期待する。特に、子どもたちの社会性をさらに豊かに育むための多様な地域活動への参加機会の創出は、次世代の地域社会を担う人材育成の観点からも重要である。自然と地域を結ぶ架け橋として、当園のさらなる発展に大いに期待したい。

**子どもの興味や発達段階に応じた絵本や教材を豊富に揃え、いつでも手に取れるような環境を作り、子どもの豊かな感性を育てている**

当園は、環境設定の一つに絵本を大切なツールとして捉え、子どもが絵本を身近に感じ、いつでも手に取れるようにしている。子どもの興味や発達段階に応じた絵本や教材を豊富に揃え、日々の保育活動に活用している。多様なジャンルやテーマの絵本を取り入れることで、子どもたちの好奇心を刺激し、知識や感受性を育てることができている環境を整えている。また、家庭でも楽しめるよう絵本を貸し出し、卒園まで継続する貸出カードは子どもが触れた絵本の記録になっている。また、近隣の図書館と連携し、絵本の貸し出しだけでなく、図書館司書による読み聞かせの会を年3回実施している。日常的な絵本との関わりから子どもの色や形、文字、数字などへの興味・関心へ繋げ、想像力や空想力、豊かな感性を育てている。

**子どもの「やりたい！ やってみよう！」の経験を積み重ねることを大切にし、子どもの自信と自己肯定感を育てている**

当園は、子ども一人一人の個性を尊重し、発達の課題に配慮した保育を大切にしている。保育者は、子どもたちが自分で考え、試行錯誤しながら活動できるように、必要以上に干渉せず、子ども自身のペースで学ぶことをサポートしている。また、子どもの興味や関心に合わせて、適切なタイミングで助言や支援を行えるように取り組んでいる。このような積み重ねから、5歳児クラスになると選択保育として「からだであそぼう」「えいごであそぼう」「おとであそぼう」「いろであそぼう」など子どもの自信と自己肯定感を育む選択保育の時間を設けている。同じ経験でも「やらされる」なのか「やりたい！ やってみよう！」の子ども主体であるかで変わるため、この経験を大切に積み重ねている。

**小集団保育を推進し、子ども一人一人の成長を見守りながら、自己肯定感を育み、主体性を尊重した保育に取り組んでいる**

「いい人生につながる教育をここから」を掲げ、子どもたちが自分自身の力で未来を創造できるよう、子ども一人一人の成長を見守りながら、自己肯定感を育み、主体性を尊重した保育に取り組んでいる。乳幼児期の人として育つ基盤を作る要の時期という重要性を考慮して、子どもが安心して職員を信頼できるように小集団保育を推進しており、子どもたちの興味・関心に即した保育ができるよう環境を整えている。子どもの主体性を大切にすることで愛着関係を基盤にした安心・安全の場を保障し、一人一人の子どもに合った生活と遊びができるようにしている。保護者アンケートにおいても、「丁寧に子どもと向き合う姿勢」「愛情をもって接している」など対応を評価する声が多く聞かれている。

### さらに取り組みが望まれるところ

**デジタル教材をクラスの遊び環境に取り入れ自由に子どもが楽しめるようにしているが、総合的な教育計画の中での位置づけを明確にすることが求められる**

デジタル教材『きつつ(スマートエデュケーション)』を4・5歳児クラスの環境に取り入れ、子どもたちがアクセスできる環境が整備されていることは、現代社会に必要なデジタルリテラシーの基礎を育む先進的な取組として評価できる。特に、タブレットを単なる個別学習ツールではなく、子ども同士が共に学ぶ協働的な学びの場として位置づけている点は、デジタル教材の可能性を広げる優れた取組となっている。ICT教育を通じて仲間とのコミュニケーションを促進し、子どもたち同士の絆を深める機会として活用している点は、ともすれば孤立的になりがちなデジタル機器の利用に社会性を加える工夫として大変意義深い。このような取組は、デジタルネイティブ世代が健全に成長するための重要な基盤となり得る。一方で、さらなる発展のためにいくつかの課題も見受けられる。現状では、5歳児クラスのみ導入となっているが、年齢に応じた段階的なデジタル教育プログラムの構築が望まれる。3歳児クラスからの導入を視野に入れ、発達段階に合わせたコンテンツの選定や利用時間の設定など、より系統的なカリキュラム開発の検討が期待される。また、デジタル教材の使用と実体験のバランスをどう取るかという点も重要な課題である。タブレット学習と野外活動や実物に触れる体験をどのように組み合わせしていくか、総合的な教育計画の中での位置づけを明確にすることが求められる。今後はまず保護者との連携強化が不可欠であり、家庭でのデジタル機器の使用状況や方針を把握し、園での取り組みと一貫性を持たせることで、より効果的な教育効果が期待できる。デジタル教材の活用は、単なる技術習得に留まらず、創造性や問題解決能力、協働する力を育むための重要なツールとなり得るため、現在の取組をさらに充実させ、未来を生きる子どもたちに必要な力を総合的に育む教育環境の実現に向けて、さらなる発展を期待している。

**透明な情報提供と体系的保育計画の実践として、全年齢の個別対応と専門的支援の充実に向けて、ICT活用による記録・評価システムの開発と連携強化が期待される**

計画的な保育実践においては、年間計画から日案に至るまでの体系的な指導計画の策定が行われている。日々の振り返りは「カンファレンス」や「ステップアップ会議」を通じた職員間の専門的協議は、子ども一人一人の特性に応じた支援方法の共有と改善につながる重要な取組として評価できる。また、保育計画については0歳児クラスには個別計画が作成されているが、0歳児に限らず全年齢の子どもを対象とした個別計画の策定の検討に期待している。特に1歳以上3歳未満児は発達の個人差が大きい時期であり、きめ細やかな個別対応が求められる。また、配慮を要する子どもについては、専門機関との連携を強化し、より専門的な知見を取り入れた個別支援計画の策定が望まれる。さらに、データ活用の面では記録・評価システムの開発も今後の課題といえるでしょう。このようなデータ活用は、保護者との情報共有にも有効であり、園と家庭の連携強化につながる可能性を秘めている。これらの改善を進めることで、情報提供の透明性と保育計画の個別化・科学化がさらに促進され、すべての子どもと保護者にとって安心と信頼に満ちた保育環境の実現が期待できる。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

当園の保育理念や子育て支援活動について評価を賜り、深く感謝申し上げます。

特に、当園が大切にしている保育の実践と効果をご評価いただけたことは、今後の保育への更なる励みとなります。また、地域の子育て支援拠点としての活動についても、温かいお言葉をいただき、改めて地域社会への貢献の重要性を認識いたしました。

一方で、今後さらに改善すべき点やより充実させていくべき課題もみえてきました。

今回の評価を踏まえ、私たちは、子どもたちに必要な力を総合的に育む教育環境の実現に向けて、デジタル教材をさらに効果的に取り入れていきたいと感じています。

今回の第三者評価は、当園の強みと課題を明確にし、今後の保育の質向上に向けた貴重な指針となりました。職員一同、この評価を真摯に受け止め、これまで培ってきた強みを活かしつつ、新たな課題にも積極的に取り組み、子どもたちにとってより豊かな学びの場を提供できるよう、努力を重ねてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

| 大項目                         | 中項目                               | 小項目   | 項目  | 標準項目   |       |   |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|--|-------|---|
|                             |                                   |   |   | ■実施数   | □未実施数 |   |
| I                           | 福祉サービスの基本方針と組織運営                  | 1 理念・基本方針   | 1 理念や基本方針が明文化されている。   | 3  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。  | 3  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。   | 3  | 0     |   |
|                             |                                   | 2 計画の策定   | 4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。  | 6  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。                         | 3  | 0     |   |
|                             |                                   | 3 管理者の責任とリーダーシップ  | 6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。                                       | 5  | 0     |   |
|                             |                                   | 4 人材の確保・養成  | 7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。   | 3  | 0     |   |
|                             |                                   |   |   | 8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。 | 4     | 0 |
|                             |                                   |   | 9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | 5  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                               | 5  | 0     |   |
| II                          | 1 利用者本位の保育                        | 11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。          | 4   | 0  |       |   |
|                             |                                   |   | 12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。  | 4  | 0     |   |
|                             |                                   | 13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                             | 4   | 0  |       |   |
|                             |                                   | 14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。  | 4   | 0  |       |   |
|                             | 2 教育及び保育の質の確保                     | 15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。          | 3   | 0  |       |   |
|                             |                                   | 16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | 4   | 0  |       |   |
|                             | 3 教育及び保育の開始・継続                    | 17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。                                   | 2   | 0  |       |   |
|                             |                                   |   | 18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。                               | 4  | 0     |   |
|                             | 4 子どもの発達支援                        | 19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。                      | 4   | 0  |       |   |
|                             |                                   |   | 20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。                              | 5  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。   | 6  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。  | 4  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。  | 6  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。   | 6  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。  | 4  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。   | 3  | 0     |   |
|                             |                                   |   | 子どもの健康支援  | 27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。           | 4     | 0 |
|                             |                                   |   |   | 28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。                         | 3     | 0 |
|                             | 5 安全管理                            | 29 食育の推進に努めている。   | 5   | 0  |       |   |
|                             |                                   | 30 環境及び衛生管理は適切に行われている。  | 3   | 0  |       |   |
| 31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。 |                                   | 4   | 0   |  |       |   |
| 6 地域                        | 32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | 5   | 0   |  |       |   |
|                             |                                   | 33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。                                | 5   | 0  |       |   |
| 計                           |                                   |   |   | 136  | 0     |   |

## 保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

| 評価項目   | 標準項目  |
|--|---|
| 1<br>理念や基本方針が明文化されている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>                  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法人のホームページには、「いい人生につながる教育を、ここから。自分自身の力で、未来を創造する子どもたちを育む。」という理念が明確に掲げられており、保護者や地域社会に向けて広く発信されている。理念は単なる標語ではなく、具体的な保育方針や日々の保育実践につながる形で示されており、職員の行動指針として機能している。理念に基づく具体的な保育方針には、児童福祉法や保育所保育指針が示す「子どもの最善の利益」という基本原則が適切に反映されている。また、「子どもの主体性を重視した保育』『絵本で子どもたちの「きらめき」を育む』など、園が目指す保育の方向性が具体的に示されており、保護者にとっても理解しやすい内容となっている。さらに、理念・基本方針は園内掲示やパンフレット、ホームページなど複数の媒体を通じて周知されており、職員間での共有や保護者への説明されている。</p>  |   |
| 2<br>理念や基本方針が職員に周知・理解されている。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針の周知・理解促進に向けた体系的な取組を実施している。保育マニュアルを活用し、理念や基本方針を職員に分かりやすく示すとともに、それらを日々の保育実践にどのように反映させるべきかを具体的に明示している。全職員に配布されたマニュアルは、年度始めの読み合わせを通じて内容の確認を行い、定期的な見直しにより最新の状態を保っている。また、定期的に関催されるクラスカンファレンスでは、実際の保育現場での事例を共有しながら、理念や方針がどのように実践されているかを確認している。さらに、STEPUP会議では子どもの様子を共有し、理念・方針との整合性を検証している。このように、マニュアルによる基本的な周知から、実践事例の共有や振り返りまで、段階的かつ継続的な取組により、職員の理解促進と保育の質の向上を図っている。特に、理念・方針を単なる掲示物や配布物にとどめず、日常の保育実践と結びつけて考える機会を設けている点は高く評価できる。</p> |   |
| 3<br>理念や基本方針が利用者等に周知されている。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。</li> <li>■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針の周知に向けて、段階的かつ効果的な取組を実施している。入園前の保育内容説明会では、「入園のしおり」を活用し、園の理念や基本方針について具体的な保育実践例を交えながら分かりやすく説明している。また、「クラス懇談会」を別途開催し、年間計画や具体的な保育活動を紹介するとともに、保護者の協力体制について話し合う機会を設けている。さらに、日常的な理念・方針の周知として、ドキュメンテーションや園だより、SNS (Instagram) を活用し、保育活動の様子を視覚的に伝えている。特に、実践場面の写真や具体的なエピソードを通じて、理念や方針が実際の保育現場でどのように活かされているかを分かりやすく伝えている。このように、説明会による対面での丁寧な説明と、日常的な情報発信を組み合わせることで、保護者との信頼関係の構築に努めている。</p>   |   |
| 4<br>事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。</li> <li>■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法人では各園の特性や課題を踏まえた3ヶ年事業計画を策定し、具体的な目標設定と達成基準を明確化しており、毎月の振り返りを通じて計画の進捗状況を確認している。各目標に対して具体的な行動計画を立案し、職員間で共通認識を形成しながら、実践、評価、改善のサイクルを実行している。事業計画の策定にあたっては、理念・基本方針を基軸としながら、事業環境の分析や現状の課題把握を通じて重要課題を明確にしている。これらの過程や結果は事業報告書として取りまとめられている。</p>   |   |
| 5<br>事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>                                      |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事業計画等の重要な課題や方針の決定については、園長・主任を中心とした管理職による協議を経て行われている。職員への周知方法として、日々の昼礼や職員会議を活用し、日誌や議事録への記録を残すとともに、職員が常時閲覧できる環境を整えている。また、緊急時の連絡手段として、全職員が参加するチャットワークアプリを活用している。現状では、1on1や職員会議等を通じて意見交換が行われている。事業計画の策定と評価については、現場の状況把握に努めている。年度途中および年度末に、実施状況の確認と評価を行っている。</p>   |   |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 6   | 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。</li> <li>■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>       |
| <p>(評価コメント)</p> <p>園の理念「生きる力を育む」「子どもたちのやりたい！という思いを引き出し、受け止め、かたちにする」の実現に向けて、管理者は月1回の分野別園内研修や定期的なクラス運営の振り返りを通じて、職員の専門性向上と理念の浸透を図っている。特に、職員一人一人の強みを活かした役割分担を行うことで、個々の職員が得意分野で活躍できる場を提供し、主体的な職場づくりを推進している。また、管理者は職員との1on1ミーティングや職員会議を通じて、現場の声に耳を傾け、対話を重視した運営を行っている。これにより、職員が意見を出しやすい環境が整備され、チームで保育を見直す文化が醸成されている。自己評価チェックシートの活用により、公平な評価体制も構築されている。一方で、理念の実践における職員間での共通理解にばらつきが見られること、業務負担の偏りという課題も認識されている。これらの課題に対して、管理者は保育の振り返り強化やペア・メンター制度の導入、1on1ミーティングの増加など、具体的な改善策を示しており、より良い職場環境づくりに向けたリーダーシップを発揮している。</p> |   |  |
| 7   | 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>法令遵守に関する基本的な体制として、保育所保育指針や保育士倫理綱領などの必須文書を整備し、職員への周知を図っている。また、法令関連書籍を事務所に常備し、適宜更新することで、最新の法令情報への意識を高揚している。日常業務の中で保健情報や社会的に注目される話題を取り上げ、実践的な観点から法令遵守の意識づけを行っている。また、プライバシー保護については、重要事項説明書に基づいて職員への周知を徹底している。一方で、法令理解が個々の職員の自主性に委ねられている現状があることから、今後は定期的な勉強会の開催など、より組織的な取組を通じて、職員一人一人の法令遵守に対する理解を更に深めていくことが期待される。</p>   |   |  |
| 8   | 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>グループ園の園長による定例会議を通じて、人事方針の策定と計画的・組織的な人事運営に取り組んでいる。この会議では、職員の評価基準や人事方針を共有し、現場の状況を踏まえた適切な評価基準の見直しを行っている。人材確保と育成において、明確な採用計画と役職表を整備し、職員の役割と権限を明確にしている。また、評価基準や評価方法については、個別の口頭説明を通じて職員に周知を図っており、評価の客観性と透明性の確保に努めている。評価プロセスを単なる成績評価にとどめず、職員のスキルや成長を把握し、個々の職員に適したキャリアパスや研修計画を提案・調整して、職員のモチベーション向上と組織の一体感を高めている。</p>   |   |  |
| 9   | 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育の質を支える人的環境の改善に向けて、計画的な採用活動と職員の就業環境の整備に取り組んでいる。「1on1」という個別面談では、職場における課題や改善点、福利厚生に関する要望など、幅広い観点から職員の意見を収集している。収集した意見は匿名性を保持しながら組織全体にフィードバックされ、具体的な改善施策の立案に活かしている。また、勤怠管理システム「レコル」を導入し、有給休暇の消化率や時間外労働の状況を定期的にモニタリングすることで、働き方の適正化を図っている。さらに、育児との両立支援として短時間勤務制度やパースデー休暇制度の導入などワーク・ライフ・バランスに配慮している。</p>  |   |  |
| 10  | 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>■個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>福祉サービスの質の向上を目指し、職員の教育・研修に組織的かつ計画的に取り組んでいる。キャリアアップ研修の積極的な導入により、職員の専門性向上を行っている。年度当初に職員全体の育成目標を設定し、個々の職員に必要な研修を提供している。特に、子どもの主体性に特化した外部研修に重点を置き、実践的な知識の獲得に力を入れている。中長期の人材育成計画に基づき、職種別・役割別の能力基準を明確にし、個別育成計画を策定している。今後は、さらなる研修内容の多様化と職員一人一人の成長に合わせた個別支援の強化が期待される。</p>  |   |  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 11  | 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもの人権と尊厳を守るための組織的な取組を積極的に推進している。「保育所保育指針」や「虐待対応マニュアル」を常時閲覧可能な環境を整備し、職員の意識啓発に努めている。定期的な虐待に関するセルフチェックの実施も行われており、職員が自身の保育実践を主体的に振り返り、不適切な対応を未然に防ぐ対応が行われている。子どもの人権を守る上の取組として、職員間での相互確認と組織的な対策立案が行われている。虐待被害が疑われる場合の関係機関との連携体制も整備されている。今後も継続的に子どもの人権尊重と虐待防止に向けた取組を深化させ、安全で安心な保育環境の実現が期待される。</p>                      |  |  |
| 12  | 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>                   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する取組を組織的かつ積極的に推進している。エントランスに重要事項説明書を設置し、来訪者や職員が随時閲覧できる環境を整備しており、情報の透明性と開示性を高めている。重要事項説明書には、個人情報の利用目的を明確に示すとともに、情報開示に関する説明も明記されている。職員に対する個人情報保護の周知についても、新入職員や関係者への定期的な説明を通じて、意識向上を図っている。</p>  |  |  |
| 13  | 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事業所は、利用者満足度の向上を目指し、保護者アンケートや懇談会を通じて、利用者及び家族のニーズや意見を積極的に収集している。定期的な行事後のアンケート実施や個別面談は、各家庭の状況に応じたきめ細かな対応を行っている。保護者との対話を重視し、信頼関係の構築に努めている。懇談会や個別面談を通じて、利用者及び家族の多様なニーズを把握し、柔軟な支援につなげている。</p>  |  |  |
| 14  | 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>                        |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保護者からの苦情や意見に対して、組織的かつ透明性の高い対応体制を構築している。主任・園長を窓口とし、入園のしおり「重要事項説明書」に相談・要望・苦情の受付担当者や対応方法を明確に記載することで、保護者への周知を図っている。苦情を受けた際は、共有・対応の明確化・面談を迅速かつ慎重に実施する仕組みを整えている。重大な問題や解決が困難な案件については、公正中立的な立場から検討を行う第三者委員会を設置している。苦情解決マニュアルの整備や、苦情対応に関する記録の作成により、組織的な問題改善の仕組みも整備されている。</p>  |  |  |
| 15  | 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>                                   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育の質の向上を目指し、組織的かつ継続的な自己評価の仕組みを構築している。年に2回実施する自己評価では、教育・保育の実践状況を職員全員で丁寧に振り返り、課題を明確にしている。さらに、その結果に基づいて具体的な改善策を立案し、次回の自己評価に向けて反映させている。各保育計画においては、次月や次週に活かせるよう、明確なねらいと目的を設定し、PDCAサイクルを意識した保育の実践と振り返りを行っている。今後の課題としては、自己評価や第三者評価の結果について、保護者や地域に対して積極的に公表し、説明責任を果たすことが求められる。評価結果の公表は保育の透明性を高め、社会的責任を果たす上で重要な要素となる。</p> |  |  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| 16   | 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的実施している。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>質の高い保育を提供するため、保育マニュアルを体系的に整備し、職員が一貫した保育を実践できる環境を構築している。業務の基本や手順を明確化し、日常の保育において気づいた改善点を定期的にマニュアルに反映させることで、実践的かつ柔軟な運用を可能にしている。職員間でマニュアルに基づく実施状況を確認し合い、疑問点や改善案を共有するカンファレンスを通じて、組織的なマニュアルの見直しと改善を行っている。また、マニュアル作成に職員が主体的に参画することで、現場のニーズや実態に即した充実を図っている。新人育成においても、マニュアルを効果的に活用し、保育の標準的な実施方法の継承と質の向上に取り組んでいる。今後の展望として、マニュアルのデジタル化を進め、より迅速かつ効率的な更新の仕組みづくりを計画されている。</p>     |  |   |
| 17   | 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育サービスの利用を検討する保護者に対して、丁寧かつ積極的な情報提供に取り組んでいる。ホームページ上で見学の案内を明記し、定期的な見学会を開催することで、保護者が実際の保育環境を直接確認できる機会を設けている。見学時には、保護者の個別のニーズや疑問に応じた丁寧な説明と質疑応答の時間を設け、保育所の特徴や日常の保育の様子を具体的に伝えている。見学者の質問に対しては、園の保育方針や環境、子どもたちの様子などを詳細に説明し、安心して利用を検討できるようサポートしている。今後は、見学後の保護者からのフィードバックを組織的に収集・分析し、さらに充実した情報提供と説明の改善に活かすことが期待される。利用者の視点に立った情報提供をより一層推進することで、保護者の保育サービス選択に資する取組の深化が望まれる。</p> |  |   |
| 18   | 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>教育及び保育の開始に当たり、入園前の保護者に対して丁寧かつ詳細な説明を実施している。保育内容説明会や入園前面接において、保育理念に基づく方針、保育内容、基本的なルールなどを、わかりやすい資料を用いて説明している。重要事項説明書を用いた説明では、保護者が保育所の方針や内容を十分に理解できるよう配慮しており、専門的な用語や抽象的な表現を避け、具体的かつ平易な言葉で丁寧に説明している。説明後は、保護者の同意を得るため、重要事項説明書への署名を求め、保育開始前に相互理解を深めている。また、説明の際には保護者の意向を積極的に確認し、その場で生じた疑問や不明点に対して個別に対応する姿勢を示している。今後も、保護者の視点に立った分かりやすい説明と、きめ細やかな対応を継続することが期待される。</p>         |  |   |
| 19   | 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育所利用に関する情報は、ホームページやパンフレットに明確に記載され、問合せや見学の方法について分かりやすく案内されている。定期的な見学会を開催することで、保護者が実際の保育環境や活動の様子を直接確認できる機会を提供しており、利用者のサービス選択に役立つ具体的な情報提供を実践している。見学時には、保護者からの質問や不安に対して丁寧な質疑応答の時間を設け、個々のニーズに応じた説明を行っている。また、現在利用している子どもたちの保育活動に配慮しながら見学を実施することで、実際の保育の様子を適切に伝えられるよう工夫している。今後は、見学者からのフィードバックを活用して説明内容をさらに充実させ、利用希望者がより安心してサービスを選択できるよう、情報提供体制の改善に取り組むことが期待される。</p>       |  |   |
| 20   | 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>年齢ごとの年間計画を基礎として、長期的な月案から短期的な週案・日案まで、体系的な指導計画を作成している。特に日々の保育実践においては、ドキュメンテーションを活用した振り返りを行うことで、子どもたちの様子や活動の展開を丁寧に記録・評価し、次の保育実践に活かしている。また、定期的な「カンファレンス」や「ステップアップ会議」を通じて、職員間で子ども一人一人の発達状況や支援方法について専門的な話し合いを重ねている。これにより、個々の子どもの特性や課題を踏まえた支援の改善が図られ、全ての子どもが安心して成長できる環境づくりを実現している。今後は、0歳児クラスに限らず、1歳以上3歳未満児や配慮を要する子どもについても個別計画の作成を検討することで、さらにきめ細やかな保育実践につながることを期待される。</p>   |  |   |

|  |                               |   |
|--|-------------------------------|---|
| 21   | 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもが主体的に活動できる環境づくりを重視し、発達段階に応じた玩具や遊具を整備するとともに、子どもが自らの興味に応じて自由に選択し、活動できる環境を整えている。特に、素材や用具を子ども自身が取り出しやすい配置にするなど、自発的な遊びを促す工夫が随所に見られる。また、少人数保育を実践することで、保育者が子ども一人一人の思いや願いに丁寧に寄り添い、個々の自己表現や自己決定力を育むことを大切にしている。子どもたちが十分な時間をかけて試行錯誤できる機会を確保し、主体的な学びや気づきを大切にしている。今後は、園が目指すように、さらに多様な選択肢を用意することで、子どもたちの興味・関心を広げ、より一層意欲的な活動につながることを期待される。子どもの主体性を引き出す環境構成の充実に向けた取組が進められることを期待する。</p>   |                               |   |
| 22   | 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもたちが身近な自然や地域社会と積極的に関われるよう、計画的な取組を展開している。特に春と秋の遠足を通じて、地域の自然や文化に触れる機会を意図的に設定し、子どもたちの環境への興味・関心を育んでいる。また、グループ園との合同遠足などを実施することで、より広い社会性や協調性を育む機会を提供している。遠足の実施にあたっては、「まちの動物園」や地域の公共施設の利用など、子どもたちの発達段階や興味に応じた企画を工夫し、季節の変化を感じられる体験活動を取り入れている。これらの活動を通じて、子どもたちは地域の魅力を知り、他者との関わりの中で協力することの大切さを学んでいる。今後は、園が計画しているように、地域住民との連携をさらに深め、より多様な地域活動への参加機会を創出することで、子どもたちの社会性がより豊かに育まれることが期待される。</p>                                       |                               |   |
| 23   | 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■子どもが役割を果せるような取組が行われている。</li> <li>■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>「見守る保育」の実践を通じて、子どもたちが自主的に問題解決を図り、協力し合う力を育むための環境づくりに取り組んでいる。保育者は子ども同士の自由な関わりを大切にしながら、適切な距離感で見守ることで、子どもたちが自分のペースで他者との関係を築いていけるよう支援している。特に、けんかやトラブルの場面では、子どもたちの安全に配慮しつつ、できるだけ子ども同士で解決できるよう援助している。これにより、子どもたちは相手の気持ちや理解し、自己主張や自己コントロールを学ぶ機会を得ている。また、日常的な場面で順番を守るなどの社会的ルールも自然に身につけられるよう配慮している。今後は、園が目指すように、子どもたち同士のコミュニケーションの機会をさらに充実させることで、より豊かな協調性や思いやりの心が育まれることが期待される。特に異年齢交流の場면을意図的に設定するなど、多様な関わりの中で社会性を培う取組の発展が期待される。</p> |                               |   |
| 24   | 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul>        |
| <p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育において、発達支援施設への視察研修等を通じて最新の知見を積極的に取り入れ、専門性の向上に努めている。これらの学びを基に、子ども一人一人の特性に応じた個別の指導計画を作成し、きめ細やかな支援を実践している。また、年2回の保護者面談を通じて、子どもの成長過程を丁寧に共有し、家庭と園が連携した支援体制を築いている。保護者の相談に応じながら、子どもの発達状況や課題について相互理解を深め、一貫した支援の実現に取り組んでいる。今後は、園が目指すように、地域の支援機関とのネットワークをさらに強化することで、より包括的な支援体制の構築が期待される。専門機関との連携を深めることで、子どもたちへのより適切な支援の実現につながることを期待される。</p>  |                               |   |
| 25   | 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。     | <ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>■担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>朝夕のパート職員の配置を拡充し、長時間保育においても子ども一人一人に丁寧な関わりができる体制を整えている。特に、担任以外の職員でも子どもたちの様子を適切に把握できるよう、日常的な情報共有を徹底し、引き継ぎ表を活用した確実な連携を図っている。また、18:15からの補食提供など、子どもたちの生活リズムに配慮した保育を実践している。長時間の園生活においても子どもたちが心身ともにリラックスして過ごせるよう、家庭的でくつろげる環境づくりを心がけ、一人一人の疲れや気持ちに寄り添った支援を行っている。今後は、園が目指すように、職員間の連携をさらに強化し、個々の子どもの生活リズムに応じたよりきめ細やかなサポートの実現が期待される。保護者との情報共有も含め、子どもの一日の生活全体を見通した支援体制の充実につながることを期待される。</p>   |                               |   |

|  |                                     |  |
|--|-------------------------------------|--|
| 26   | 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>  |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保健師による歯磨き指導の実施や幼児教育支援センターとの連携強化など、専門機関との協力体制を構築し、保育の質の向上に努めている。また、定期的な個別面談や連絡帳を通じた日常的な情報交換により、家庭環境を踏まえた丁寧な支援を展開している。就学に向けては、保育要録の作成・送付を通じて、子どもの育ちを小学校教育へとつなげている。一方で、保護者向けの専門的な講習会等は現在実施できていない状況にある。保育所の専門性を活かした子育て支援の充実や、保護者同士の交流促進という観点からも、講習会等の実施について検討が望まれる。今後は、園が目指すように、地域のネットワークをさらに活用し、より包括的な支援体制の構築が期待される。保育士等による相談支援機能の強化や、地域の専門機関との連携拡充を通じて、子どもと家庭への支援の充実につながる事が期待される。</p>   |                                     |  |
| 27   | 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康状態や発育・発達状況を適切に把握し、健康増進を図るため、年間保健計画に基づいた体系的な健康管理を実施している。保育士による日々の健康観察では、登所時からの子どもの心身状態を丁寧に観察・記録し、嘱託医による定期健康診断の結果と合わせて、一人一人の健康状態を総合的に把握している。観察された情報は、保育システムアプリケーションを活用して記録・共有され、保護者との連携強化にも活かされている。特に、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を全職員に周知し、必要な予防措置を実施すると共に、保護者へも適切な情報提供を行っている点は評価できる。また、怪我や発熱等の緊急時には、保護者への迅速な報告と医療機関との適切な連携体制が確立されている。さらに、子どもの心身状態の観察を通じて不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合には、所長への報告・継続観察・記録の仕組みが整備されており、子どもの安全を守る取組が徹底されている。今後は、健康管理ガイドラインの定期的な見直しと職員研修の充実を通じて、さらに確実な健康管理体制の構築を目指していくことが期待される。</p> |                                     |  |
| 28   | 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</li> <li>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</li> <li>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</li> </ul>   |
| <p>(評価コメント)</p> <p>感染症や疾病への対応について、園では体系的なガイドラインとマニュアルを整備し、定期的な職員研修を通じて全職員への周知徹底を図っている。これにより、緊急時の対応手順や予防策について職員間で共通認識を持ち、統一された適切な対応が可能となっている。子どもの体調急変時には、保護者への迅速な連絡と嘱託医との連携体制が確立されている。入所時には母子健康手帳等により予防接種歴や感染症罹患歴を確実に把握し、感染症の疑いがある場合には速やかに隔離措置を講じるとともに、他の保護者への適切な情報提供を行うことで、感染拡大の防止に努めている。今後の課題として、感染症対策のさらなる強化が挙げられる。特に医務室の環境整備や薬品管理の一層の徹底を進めることで、より安全で安心な保育環境の実現を目指している。与薬管理についても、複数職員によるダブルチェック体制の強化など、より確実な対応方法の確立が期待される。</p>   |                                     |  |
| 29   | 食育の推進に努めている。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</li> <li>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</li> <li>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</li> <li>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</li> <li>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>食育計画に基づき、地域の郷土料理や子どもたちが参加できるクッキング活動を積極的に取り入れている。特に、レンタル畑での野菜栽培活動と連携した食育活動は、子どもたちが食材への感謝の気持ちや食の大切さを実感的に学ぶ機会となっており、調理員との関わりを通じて、食への関心や理解を深める工夫がなされている。食事の時間では、子どもたちが落ち着いて食事を楽しめるよう、リラックスできる環境づくりに配慮している。残食や偏食に対して強制することなく、一人一人の子どもの食事への興味や関心を大切に支援を行っている。また、食物アレルギーのある子どもに対しては、医師の指示のもと、誤食防止の徹底した対策を講じている。今後は、作成された食育計画の評価・改善サイクルをより明確にし、郷土料理やクッキング活動のさらなる充実を図ることが期待される。併せて、子ども一人一人の健康状態や発達段階に応じた、きめ細やかな食事提供の実現に向けた取組を進めていくことが望まれる。</p>   |                                     |  |

|  |                                |   |
|--|--------------------------------|---|
| 30   | 環境及び衛生管理は適切に行われている。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</li> <li>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</li> <li>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</li> </ul>                              |
| <p>(評価コメント)</p> <p>子どもたちの安全と清潔な環境を確保するため、定期的な清掃と衛生チェックを組織的に実施している。特に、保健衛生リーダーを配置し、職員全体の衛生管理意識の向上を図るための研修を計画的に実施することで、施設全体での衛生管理の質の向上に取り組んでいる。施設独自の衛生管理マニュアルを整備し、現場の状況に即した改善策を継続的に実施している。また、手洗い等の基本的な生活習慣について、子ども一人一人の発達段階に応じた支援を行い、自発的な習慣形成を促している。施設内外の環境については、温度、湿度、換気、採光などの適切な管理を通じて、子どもたちが快適に過ごせる空間づくりに努めている。今後は、安全衛生委員会を通じた職員間の情報共有をさらに強化し、より効果的な衛生管理体制の構築を目指している。これにより、子どもたちの健康と安全を一層確実に守れる環境づくりの実現が期待される。</p>  |                                |   |
| 31   | 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。       | <ul style="list-style-type: none"> <li>■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>                                 |
| <p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時の対応について、詳細なマニュアルを整備し、定期的な職員研修を実施することで、緊急時における適切な対応力の向上に努めている。特に、事故発生時のフローチャートや緊急連絡体制が明確に示され、全職員が迅速かつ的確な対応を取れる体制が構築されている。事故防止への取組として、週単位での危機管理チェックを実施し、施設や遊具の安全点検を徹底している。また、ヒヤリハット事例の収集と分析を通じて、職員全体で事故の発生要因を共有・検討し、具体的な未然防止策の立案・実施につなげている。不審者対策についても、マニュアルに基づく訓練を定期的に行い、子どもの安全確保に努めている。今後は、収集されたヒヤリハット事例を基にした改善策をさらに強化し、予防対策の実効性を高めていくことが課題となっている。全職員の協力のもと、定期的な評価と見直しを行いながら、より確実な事故防止体制の確立を目指していくことが期待される。</p>   |                                |   |
| 32   | 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul> |
| <p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生時の対策として、地震・津波・火災等に対応する詳細なマニュアルを整備し、定期的な職員研修を実施することで、緊急時における適切な対応力の向上に努めている。特に、災害の種類に応じた対応フローや連絡体制が明確に示され、全職員が共通認識を持って行動できる体制が構築されている。毎月の避難訓練を通じて、災害時における迅速かつ安全な避難行動の確認を行っている。また、消防署や近隣住民との連携による訓練も実施し、地域との協力体制を強化している。防災備品については、防災頭巾や保存食の定期的な点検・管理を徹底するとともに、非常時の安否確認方法や事業継続手順もマニュアル化され、実践的な災害対策が講じられている。今後は、災害時における情報伝達システムの強化や保護者との連携体制の充実を図るため、より実践的な訓練と研修内容の見直しを進めていく予定としている。特に、様々な災害シナリオを想定した訓練の実施により、より確実な防災体制の確立を目指していくことが期待される。</p>                |                                |   |
| 33   | 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>                |
| <p>(評価コメント)</p> <p>保育所は施設・設備を地域の子育て家庭に開放し、「森の家」という形で交流の場を設置している。この取組は、保育所保育指針が求める「地域の子育ての拠点としての機能」を積極的に果たそうとするものであり、高く評価できる。「森の家 案内」の記録から、地域の子育てニーズを把握し、子育て家庭への保育所機能の開放、相談・助言の実施、子どもと地域の人々との交流に取り組んでいる。また、「地域の子育て案内」を通じて子育て支援に関する情報提供も行っている。特に評価できるのは、単なる施設開放にとどまらず、相談機能も備え、交流の促進と情報提供を総合的に行っている点は、地域の子育て拠点としての役割を果たしている。今後の展望として、より多様な活動を企画し地域との連携強化に取り組む意向があることは、さらなる発展へ期待できる。地域のニーズに応じた支援活動の幅を広げること、地域の関係機関や団体との積極的な連携、地域人材の活用など、保育所の専門性を活かしながら地域に根差した子育て支援の充実に向けた取組が期待される。</p> |                                |   |